

第 29 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録(令和 3 年 3 月 24 日 18 時 30 分)

第二分庁舎 6 階 災害対策本部室

(副本部長 (くらし安全防災局長) )

それでは、ただいまから第 29 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催させていただきます。はじめに黒岩本部長、よろしくお願いします。

(本部長 (知事))

先ほど、1 都 3 県の知事で会議を行い、基本的に 4 月 21 日までをリバウンド防止期間として、現在行っている飲食店の時短営業要請を続けることを合意いたしました。

3 月 21 日に解除された段階では、3 月 31 日までと言っていましたが、これは事務的なもので、私は当初から 1 か月程度と言っていましたが、これが合意できたということです。

リバウンド対策をしっかりとやっていないと、再び緊急事態宣言になることがあり得ますので、1 都 3 県でしっかり足並みをそろえてやっていきたいと思えます。

この場で改めて、1 都 3 県の合意事項を共通認識としたうえで、本県の対応を決定していきたいので、よろしくお願いします。

(副本部長 (くらし安全防災局長) )

早速でございますが、議事に入りたいと思えます。県内の感染モニタリング指標と現在の状況を阿南医療危機対策統括官から、お願いします。

(阿南医療危機対策統括官)

お手元の資料又は画面をご覧ください。

1 月中旬のピーク以降、下がってきましたが、右側のカレンダーを見ていただきますと、3 月に入り、第 1 週と 2 週が同じような数字です。下がってきてはいるが、下げ止まりという傾向が、お分かりいただけたらと思います。

速報値は、本日 128 人でちょっと多い数字が出ております。

人口 10 万人あたりの新規発生数は 1 月の中旬から下がってきましたが、ここの所ずっと横ばい状態が続き、下げ止まっています。感染のステージⅢよりは下ですが、ステージⅡに留まっていて、これ以上はなかなか下がらない状況です。

増加率で見ましても、左側の折れ線グラフ、赤い線の下ギリギリ、95.74%と 100%を切っていますが、横ばい状態で、変化がない状況です。

PCR 検査での陽性率は、だいたい 3.5%くらいのところですが、これも横ばいで、あまり変わらない状況です。

病床利用率ですが、重症は順調に下がっています。

中等症を含めた病床全体では、右側の折れ線グラフのとおり、低下傾向は続いております。徐々に徐々に下がってきていて、もう少しで黄色の線、つまりステージⅢを下回り、ステー

ジⅡに入ってくるのではないかと、予測させるところまで、病床の利用状況は改善傾向が続いています。

療養者全体の推移は、新規発生と同様です。1月の山を越えた後、グッと下がりましたが、それ以降は横ばい状態で、黄色の線の下、ステージⅡのレベルではありますが9.78、これ以上の低下が見られないところです。

年代別の患者数、患者の比率ですが、右側の棒グラフ、比率で見ていただき、特に最後の2週に関しては、下の赤いところを見ていただくと良いと思います。赤いところが30代、その下が20代ですが、30代以下のところが、少し比率が高くなっています。あとで話しますが、ここが変化であり、懸念材料と捉えています。

年代別の死亡者ですが、これに関しては大きく変化がございません。依然、70歳以上の方が、亡くなる方の大半を占めるということです。

感染経路不明率ですが、50%前後でずっと推移していましたが、今回も辛うじて50を切る49.93%と、ほぼ50%前後のところを推移し、状況は大きく変わりません。

クラスターに関しましても、山を越えて、少しずつ下がってきているところです。新規発生がない訳ではありませんので、これは依然、注意して監視していかなければならないところであろうと思っています。

総じて、各指標、1番左側にあります病床全体の利用率、ここが辛うじて20%を超えているというところで、ステージⅢのレベルでございますが、それ以外は、ステージⅡの範囲です。ただし、低下傾向とはなかなか言いづらく、横ばい状態です。

先ほどお話しした懸念材料ですが、グラフを御覧ください。棒グラフのところでは山が左側、相対的には小さく見えますが、3月が第1波、第2波が夏、7月、8月、そして第3波が11月以降、1、2、3で見ていただきたいのですが、緑色の線、上側の折れ線グラフが若年層20代と30代を足したものです。赤い線が70歳以上、高齢者です。

注目していただきたいのは、丸でくくりますと3つのところ、第一波、第二波、第三波の前ところで、緑色の線が上方向にいく。逆に赤い線が下方向にいく。つまりこの2つの線が双方反対方向に進んでいくことが、ポイントでございます。

緑が上に向き、赤が下に向く、青の線と赤の線が分離していく。この後に第一波、第二波、第三波が来るという傾向がございます。

これは何かと言いますと、感染拡大に関して、どこが感染を拡大させるのかです。若年層の活動が非常に高いので、青い線、若い方の比率が高まってくると、その後、若年の方々が様々な活動をすることで、感染を拡大させる要因につながっていく。その後、高齢者にも感染が拡大して比率が寄ってくる。こういった傾向を繰り返している。離れたりくっついたりするということです。

懸念材料を言いますと、一番右側のところ、第三波が収束して緑と赤の線が近寄ってきた、これは収束の傾向ですが、この三週間で赤い線、高齢者の比率が下がり始め、緑の線、上の線ですけれど、若年層の比率が高まっています。

繰り返しになりますが、第一波、第二波、第三波の前で起きていた現象を彷彿とさせる傾向が見られております。

しばらく傾向を見ないと、小さな波ですので、確実な事は申し上げられません。ただし、この傾向が続くとするならば、非常に懸念材料として、大きな意味を持ってくるであろうと思います。

このことからすると、若年の感染者の比率が高くなってきていますので、若年層に感染者、ウイルスの浸透度合いが高まっている。

つまり、若年者が今後、緊急事態宣言の解除に伴って活動性を高めることになると、社会全体に対してウイルスが拡散していく引き金になり得る。予断を許さない状況と考える必要があるだろうと思います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。モニタリングはステージⅡに近づいていますが、懸念材料もあるということでした。便宜上、先へと進めさせていただいて、後ほど、一括して意見交換させていただきたいと存じます。

次の資料になります。リバウンド防止期間における県の取組について、私から説明させていただきます。

資料の1ページのところは、先ほど1都3県で合意したペーパーになります。4月21日までの間はリバウンド防止期間ということで、これまでと同様の対応を図っていく。さらに4月22日以降についてはまた別途調整をしていくということです。

小さく枠の外にあります。期間については4月21日を基本に感染状況を踏まえて、運用を適切に判断していく、ということで、前倒し終了もある、ということになります。

これを踏まえて、本県としての対応です。

2ページをご覧ください。基本的な考え方、1都3県同様でございます。1都3県は連携して、4月21日までの間をリバウンド防止期間として、これまでの措置を継続していきたい。但し感染状況によって、前倒しで措置を終了する場合もこれはあり得る、ということになります。

また、22日以降については、感染状況等を踏まえて別途調整する、ということになります。21日までは3月31日までの間、行っております県民への要請を継続していく、事業者への要請を継続していく、最終ページの6ページも継続していくということです。

事務的に境を作っていた年度末、その境を外して、21日まで継続していくという考え方で、進めさせていただきたいということです。

これに伴いまして、事業者の皆様には21日までに間、時短をお願いするということになりますので、協力金の話が出てまいります。この協力金、第8弾になろうかと思いますが、その概要についてご説明させていただきたいと存じます。

(産業労働部 (産業労働局長))

産業労働部です。横長A4の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第8弾について(案)」のペーパーをご覧ください。

1番の概要、要請対象施設については従前と変わりません。営業許可を受けた飲食店等、

時短要請内容が今の説明にもありました通り、4月1日から4月21日まで、第8弾はこの21日間が対象になります。時間が21時で酒類の提供が20時まで、要請対象地域は変わらず全県域。

2番の想定対象店舗数でございますけれど、2行目に書いてありますが、第5弾での申請実績が36,300程度でした。時短は、100%協力を頂けたわけではないので、その後の変更も含めて、若干上振れする可能性もあるということで1.1をかけまして、約40,000店舗ということで想定をいたしました。

この40,000店舗をベースに、1日4万円、21日間、を掛けると、3番の所要額のとおり336億円、これに事務費、約5.1億円を足しまして、おおよそ約340億円の金額になるかと考えております。

4番、その他のとおり、第7弾に引き続いて、取り組み書の掲示とマスク飲食の推奨を要件としたいと考えております。

(副本部長(くらし安全防災局長))

ここまで本県のモニタリング状況、それから懸念材料、さらには1都3県の合意事項を踏まえた21日までの対応とそれに伴う経費についてのご説明でした。

ここまでについて、一括して意見交換をさせていただきたいと存じます。意見のある方はよろしく願いいたします。

(副本部長(武井副知事))

その方向でよろしいと思います。基本的に、わたくしどもは1都3県の中でもモニタリング指標は良い方ですけど、先程の阿南医療危機対策統括官の説明でありましたように、今現在懸念される予兆があります。それは本県だけではなく、おそらく1都3県の中でも潜在的にある可能性もございますので、出口も含めて、1都3県で足並みをそろえていきたいと考えております。

(副本部長(小板橋副知事))

阿南医療危機対策統括官に、念のための確認です。今の話に繋がるのですが、先程のモニタリング指標①のところで、このまま行けば、もう少しで20%を切って、ステージⅡの所に辿り着く可能性がありますとお話をいただいた一方で、画面で見せていただきました山が離れるところ、ここ2週間で、20代、30代が上がってきて、予兆というお話でしたけれど、先程のモニタリングの①の部分については、この予兆の話抜きにすれば、20%を割ってくる可能性が近いかもしれない、あるいは、割っても、すぐに上がる可能性があるという、懸念があるとの理解でよろしいですか。

(阿南医療危機対策統括官)

はい。病床利用の比率、1番の1番左側の項目ですが、遅れてくる傾向があります。例えば仮想ですけど、リバウンドした時に、どこが上がってくるかというと、指標の中では、

新規患者発生数が増えて来るだろうと思います。

それに対して、入院、病床の利用は、すぐには立ち上がってきません。病床で一番使われるのは、年齢の高い方です。

若年の方は、自宅・宿泊療養となりますので、療養者全体の数には反映されますが、入院のところには直接影響が出ません。過去の事例で見ても、数週間ずれて上がってきます。

当面は、1番の指標、病床利用率に関しては低下傾向が見られるのではないかと、もし、リバウンドがあったとしても一定程度、そうなるのではないかと思います。

したがって、我々が指標として見ていくのであれば、若年者の比率と、新規患者発生数が、最初の指標だろうと考えています。

(副本部長 (小坂橋副知事))

ありがとうございました。神奈川だけが数字の上で、ステージⅡにほぼほぼついていき、順調に見えても、千葉・埼玉・東京と同じように懸念があるということですので、合わせていくという考え方が良いのかなと私も思います。

(副本部長 (首藤副知事))

コロナについて、1年数か月色々なデータが蓄積されてきて、精緻な、統計的な解析でなくても全体を大きく俯瞰して捉えると、それなりに合理的な動勢を辿っているということが、先程の阿南医療危機対策統括官の説明でも良く分かったかと思っております。例えば年末年始の時短が強烈に効いた、というのもエビデンスで明らかに分かっております。

そういうものを、もう一回きちんと洗い出さないといけないなと思うと同時に、1都3県ずっと同じ歩調を合わせてやって来た中で、神奈川だけ別の路線で動くという、ある意味壮大な社会実証みたいなものを行うことは、リスクが大きいのと言わざるを得ないと思いますので、今まで一緒にやってきているので、ここで改めて分けて、一か八かという選択をとるにはリスクが大きすぎると私も思います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ほかにいかがでしょうか。それでは今後の県の方針として、モニタリング指標、6つの指標は勿論重要ではございますけれど、その他懸念事項もございますので、1都3県で良く協議をしながら前倒しという可能性は否定しませんけれども、1都3県として連携して、引き続き決めて行くという方向で、本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

かなり病床全体がステージⅡに近づいて来たので、これで完全なステージⅡになるかと思ったので、事業者の皆さんの期待感もあると思います。神奈川だけ抜けても良いかな、とも思ったのですが、今、皆さんと議論した中で、この1都3県、出口も一緒に足並みをそろえていく、ということで決定したいと思います。

(副本部長(くらし安全防災局長))

ただいま本部長から決定をいただきましたので、その方向で4月21日までは進めていくことで、本部会議として決定させていただきたいと存じます。

ただいまの決定を踏まえまして、本県の持つております対処方針、それから、基本方針を若干微修正させていただきたいと存じますので、私の方から説明をさせていただきます。

県の対処方針ですが、2ページをご覧ください。これは今回の決定事項とは別に、文言上の整理でございます。あえて見え消しとさせていただきましたが、消してある部分、これまではステージの状況に応じて、国の分科会が示した講ずべき施策の提案を踏まえて必要な対応を検討する、この講ずべき施策の提案とは、分科会が夏に出した資料でした。もちろん分科会や、その後の提言を踏まえて、本県として必要な対応をしてきたところです。

前回、まん延防止になった場合の対応を、「イ」として入れましたので、今回新たに「イ」として「感染防止等の措置」として、本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。内容的には、同様なのですが、より直截的に現在の取組を読めるように致しました。

そうしますと、2ページの括弧4、感染拡大に向けた対応は、まずモニタリングをしっかりとやって、感染が増えてきた時には、国の方針等に基づいて外出自粛や営業時間短縮等を行う、そしてさらに広がってきた場合には、まん延防止等重点措置、さらには緊急事態宣言、こういった段階的な整理ができますので、このように表現を変えさせていただきたいと存じます。

それから、最後の6ページのところでございます。ここはイベント関係です。これまでの一連の流れが分かるように整理をさせていただきました。

現在は下から2番目の箱、3月22日から4月18日まででございます。右に在りますとおり、10,000人未満という、どう計算しても最終的に10,000人未満というキャップがはまって参ります。

国の事務連絡によりますと、4月21日とは別に、4月18日に境がございます。国の事務連絡によると4月19日以降は、この10,000人というキャップを外します、ということでございますので、19日から若干イベントは緩和されます。

先程、1都3県の合意ペーパーの中にも小さく書いてございましたので、イベントについては、国の事務連絡に従った形で整理をさせていただきたい、というものでございます。

また、ただいまの対処方針の中で、県の機関の部分については、別途県の基本方針を定める、となっておりまして、その基本方針が、次のホチキス止めの資料でございます。

ただいま決定いただいたとおり、令和3年4月21日までの間は、今の取組を継続する、ということございましたので、県民利用施設につきましては、原則休館することを基本とし、ということをして3月31日から4月21日までと明記させていただきたいと存じます。

さらには別添資料の1で、イベントの実施の扱いがございます。本県では、既に来年度の予算編成の時に、方針としてイベントについて原則延期又は中止という方向性で、必要性を吟味した上で、予算案が編成されてきた経過がございます。

そういう意味で、県の中では既に精査されてはおりますけれど、こういった県の扱いは、

市町村も参考にしますので、本県としては来年度いっぱい、県民が参加するイベント等については、原則中止又は延期という思想は変えない、ということで整理させていただきたいと存じます。

別添資料の2、前回、教育長から教育関係の説明がございましたが、今回、リバウンド防止期間が改めて明記されたので、文章の途中途中について、4月1日からのリバウンド防止期間という言葉への字句修正です。内容的には変更ございません。

以上、先程の本部長決定に伴いまして、対処方針と基本方針をこのような形でリニューアルをさせていただきたいと存じます。ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか、ここは整理の問題でございます。

では本部長、これで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

本日は、1都3県の合意事項を踏まえた本県の対応、しかもこれまでの継続ということでございますので、主な議論として、前倒しにあたってどういった指標を注目していくのかということ、引き続き1都3県と協議をしてやって行こうということが決定されました。

改めて、県民の皆様には知事から直接メッセージをいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(本部長 (知事))

それでは知事メッセージを読み上げます。

本県に発出されておりました緊急事態宣言が3月21日で解除されたことで、春の陽気とともに開放感が広がり、繁華街などへの人出が急激に増えています。

また、これまでのモニタリングにより、20代30代の若い世代の感染者比率が高まると、遅れて全体の感染者数が増えてくる傾向があります。

現在、既に県内では若い世代の感染者比率が高まりつつあり、一層の注意が必要な状況です。ここで、私たちが基本的な感染防止対策をおろそかにすれば、一気に新型コロナウイルスの感染が急増し、三たびの緊急事態宣言に逆戻りすることもあり得ます。

今、何よりも警戒しなければならないのは、感染のリバウンドです。

そこで、県は、4月21日までを「リバウンド防止期間」とします。外出自粛や営業時間の短縮などの要請を継続することと致しました。

皆様のご協力によって、感染状況がさらに改善すれば、これら要請の前倒し解除も検討しますので、今一度、急所と言われている飲食の場での対策などを、改めて徹底していただくよう強くお願いいたします。

県民の皆さんへ。

人との接触を減らすため、生活に必要な場合を除いて、外出を自粛してください。外食する場合は、昼夜を問わず「マスク飲食」を習慣づけてください。ランチやお茶の際も、マスク飲食です。併せて、黙食、個食を実践してください。要するに「飛沫に徹底用心」、「飛沫に徹底用心」をお願い致します。桜が見頃であります。花見の宴会はやめてください。謝恩会や歓送迎会、新歓コンパなどの宴会も自粛してください。

事業者の皆さんへ。

飲食店等への 21 時までの時短要請は、4 月 21 日まで延長します。酒類の提供は 20 時まで、要請に応じていただいた場合は、1 日あたり 4 万円をお支払い致しますが、引き続き「感染防止対策取組書等の掲示」と「マスク飲食の推奨」を条件とさせていただきます。感染防止対策取組書や業種別ガイドラインを遵守し、アクリル板や二酸化炭素測定機の設置、などの感染防止対策を徹底してください。

県は引き続き、変異株への対応や、自宅療養者の見守り体制などを強化し、医療提供体制「神奈川モデル」の充実に全力で取り組んでまいります。

県民や事業者の皆さんには、改めて、ウイルスは身近にいるという意識を強く持って、「絶対に感染をリバウンドさせない」、「絶対に感染をリバウンドさせない」ために、基本的な感染防止対策 M・A・S・K、M・A・S・K を継続していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長) )

ありがとうございました。

それではこれもちまして、第 29 回本部会議を終了させていただきます。ありがとうございました。